

松戸市公共施設再編整備基本方針策定に向けての調査検討業務委託  
に関する公募型プロポーザル実施要領

平成26年7月

松戸市

## 松戸市公共施設再編整備基本方針策定に向けての調査検討業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、松戸市公共施設再編整備基本方針策定に向けての調査検討業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名称

松戸市公共施設再編整備基本方針策定に向けての調査検討業務

#### (2) 業務内容

別紙「松戸市公共施設再編整備基本方針策定に向けての調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成27年3月20日（金曜日）まで

#### (4) 委託金額

委託料上限額7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### (5) 納入場所、お問い合わせ先

松戸市 財務部 財産活用課 （担当）石井・杉本

住所：〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5

電話番号：047-366-7316

e-mail:mczaisan@city.matsudo.chiba.jp

### 3 参加資格

企画提案書等を提出する者（以下、「応募者」という。）は次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 過去5年間（平成21～25年度）において、公共施設再編整備基本方針策定に向けての調査検討業務、その他公共施設白書の作成等の類似した業務契約を地方自治体との間で締結した実績を有すること。ただし、同一事業の業務を複数年度にわたり受託した場合は、これを1件として扱う。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続中の事業者でないこと。

- (5) 本市の指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第9条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (7) 業務の実施に当たり、協力企業への委託等により他社からの支援を受けることは差し支えない。この場合において、当該協力企業とは他の応募者の協力企業として、このプロポーザルに参加することはできない。但し、法務アドバイザーは例外とする。  
また、応募者は本業務の主たる業務を協力企業へ委託等をしてはならない。なお、協力企業へ委託等を行う場合においても、第3項第1号(3の(1))の業務実績は、応募者が満たさなければならない。

#### 4 参加意向申出書の提出方法

- (1) 提出期間  
平成26年7月11日(金曜日)から7月17日(木曜日)(閉庁日を除く。)の午後4時30分まで
- (2) 提出先  
上記2の(5)記載の電子メールアドレスに同じ。
- (3) 提出方法  
参加意向申出書(様式1)を記載の上、電子メールで送付し、電話で確認を必ず行うこと。  
なお、提出期間内に到着しない参加意向申出書は受け付けない。

#### 5 質問の受付及び回答

- (1) 質問の提出方法  
質問書(様式2)に質問事項を記載の上、電子メールで送付し、電話で確認を必ず行うこと。  
ア 提出先: 上記2の(5)記載の電子メールアドレスに同じ。  
イ 受付期間: 平成26年7月15日(火曜日)から7月22日(火曜日)の午後4時30分まで
- (2) 質問の回答期日  
平成26年7月28日(月曜日)  
※ 質問及びその回答の内容は、平成26年7月28日(月曜日)までに応募者全員に電子メールで送付するとともに松戸市ホームページ上にて公開する。

#### 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間

平成26年8月5日（火曜日）から8月12日（火曜日）（閉庁日を除く。）の午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 提出方法等

参加意向申出書の提出者を対象に企画提案書等の提出を受け付ける。事前に電話連絡の上、担当予定者が松戸市財務部財産活用課に持参すること。

(3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル応募用紙（様式3、原本1部、副本1部）

イ 会社等の概要（原本1部、副本1部）

様式は自由（既存のパンフレット等の写しで可）

ウ 業務実績（様式4、原本1部、副本1部）

エ 業務実施体制（様式5、原本1部、副本1部）

主任技術者にあたっては1人を、担当技術者にあっては1人以上をそれぞれ配置すること。また主任技術者が担当技術者を兼ねることは認めない。

オ 予定技術者の経歴等（様式6、原本1部、副本1部）

予定技術者毎に作成すること。

カ 予定技術者の同種・類似業務実績（様式7、原本1部、副本1部）

予定技術者毎に作成すること。

キ 企画提案書（原本1部、副本1部、写し12部）

A4版縦片面10枚以内（様式8）に次の事項に関する提案を順次記載すること。ただし、事業者を示し、又は推定できるような記載は一切含めないこと。

① 本業務の実施方針

② 本業務の実施体制

③ 松戸市公共施設再編整備に関するアンケートとして仕様書に記載した業務を実施する場合のアンケート調査内容案のうち「④調査対象」の「b：インターネット予約システム利用者100人」のアンケート案及び分析内容

④ 松戸市公共施設再編整備基本方針の記載項目及び方向性

⑤ 松戸市公共施設再編整備を推進するための庁内合意の進め方及び有効な庁内組織体制

⑥ 松戸市公共施設再編整備に関する市民の理解を得る為の方策

⑦ 業務スケジュールに関する提案（A4版縦、様式は自由。）

ク 見積書（原本1部、副本1部）

本業務に係る見積書（A4版縦、様式は自由。見積内訳書を含む。）を記名押印の上、作成すること。

- ケ 参加書類受理票（様式 9、1 部）
- コ 添付書類（原本 1 部、副本 1 部）
  - ① 誓約書（様式 10）
  - ② 法人の登記事項証明書又は身分証明書
  - ③ 納税証明書（国税）「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書」
  - ④ 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税）
  - ⑤ 印鑑証明書

※ 提出書類に関する指示事項

- ・ 提出書類は目次及びインデックス(様式毎)を付けて一部ずつフラットファイル等(A4版縦)に綴ること。ただし、「キ」については①～⑧まで各項目ごとに付けること。
- ・ 原本及び副本は、ファイル前面及び背面に事業者名を記載すること。
- ・ 原本及び副本の他に「キ」の写しを12部提出すること。

(4) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 市は、取得した個人情報について当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供しない。

エ 市は、提出された企画提案書を市の裁量により無償で利用することができる。

7 プレゼンテーションの実施

次のとおり実施する。ただし、詳細については追って連絡する。

(1) 実施日

平成26年8月20日（水曜日）

ア 実施順は公募型プロポーザル応募用紙の受付順の逆順とし、時間割は別途応募者に通知する。

イ 当日は、出席者全員の氏名等の確認を行う。出席者は、社員証等の所属が確認できるものを提示し、名刺を提出すること。

ウ プレゼンテーションの場において、参加事業者名の特定可能な表現及び社名等を明らかにしないこと。また社名等が推測できるような社章等を身につけて出席しないこと。

- (2) プレゼンテーションの時間  
プレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（10分以内）とする。  
※ PC、プロジェクターは持参すること。ただし、スクリーンは貸与する。

## 8 受注候補者の選定方法

### (1) 選定方法

審査基準及びプレゼンテーションによる審査とし、評価基準表1及び2（別添文書1及び2）の項目に基づき評価を行う。

配点は、評価基準表1で100点満点、2で200点満点合計300点満点である。合計得点が同点の場合は、見積価格の安いほうから上位の順位とする。審査の結果、優先交渉権者を選定するとともに第2位以下の交渉順位を決定するが、審査委員の採点結果の平均値が180点に満たないものは対象外とする。

### (2) 通知方法

平成26年8月下旬頃までに全ての応募者に対して選定結果を文書で通知する。

## 9 契約手続き

8(1)で選定した優先交渉権者と協議し、地方自治法第234条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。

なお、優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

## 10 契約書

松戸市財務部財産活用課作成の契約書(別添文書3)による。

### 11 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし松戸市財務規則第143条第3項第4号に規定する延納が認められる場合に担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、松戸市財務規則第143条第3項第1号の規定より松戸市を被保険者とする履行保証保険制度を締結した場合も契約保証金の納付を免除する。

### 12 失格事由

応募者が参加意向申出書を提出した日から契約締結日までに次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされた場合
- (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされた場合
- (6) 見積金額が委託料上限額を超えている場合
- (7) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (8) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により審査会委員長が失格であると認めた場合